

静岡県環境衛生科学研究所における競争的資金に係る間接経費の使用に関する方針

(趣旨)

第1条 静岡県環境衛生科学研究所（以下「研究所」という。）又は研究所に所属する職員（以下「職員」という。）が獲得した国又は公益法人等が実施する競争的資金（以下「競争的資金」という。）に係る間接経費の取扱いについては、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」（以下「共通指針」という。）及び当該競争的資金に係る要綱、要領及びその他の規程（以下「要綱等」という。）に定めるもののほか、この方針に定めるところによる。

(間接経費の執行及び管理)

第2条 間接経費については、歳入歳出予算に計上した上で、計画的かつ適正に執行するとともに、その使途の透明性を確保しなければならない。

(間接経費の使途)

第3条 間接経費の執行については、職員の研究開発環境の改善や機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費として、共通指針の6に定める具体的な項目に充当するものとする。

(報告)

第4条 間接経費を使用した場合、研究所長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の5月31日までに、別紙様式により環境局環境政策課長に報告するものとする。

(その他)

第5条 その他必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

この方針は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成22年4月1日から施行する。

削除：試験研究の調整に係る所管室試験研究

(別紙様式)

番 号
年 月 日

環境局環境政策課長 あて

(研究所長)

競争的資金に係る間接経費執行実績報告書(平成 年度)

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 間接経費の経理に関する報告

収入の部

競争的資金の種類	受入額(円)	備 考(配分機関名)
〇〇研究費補助金	〇〇〇,〇〇〇	〇〇省
〇〇研究委託事業	〇〇,〇〇〇	(独) 〇〇研究所
合 計	〇〇〇,〇〇〇	

支出の部

経費の項目	執行額(円)	内 訳(支出科目)
1 管理部門に係る経費	〇〇,〇〇〇	普通旅費 〇〇,〇〇〇
2 研究部門に係る経費	〇〇〇,〇〇〇	消耗品費 〇〇〇,〇〇〇 雑役務費 〇〇,〇〇〇
3 その他の関連する事業部門		
合 計	〇〇〇,〇〇〇	

2 間接経費の使用結果に関する報告

- ・研究所長において、間接経費をどのように使用し、その結果如何に役立ったのかを競争的資金の種類ごとに報告。(間接経費の充当の考え方、使途、効果等)。
- ・必要に応じ参考資料を添付。